

特別養護老人ホーム光輝苑 ショートステイ 料金表

令和6年6月から 単位＝円

段階区分	要介護度	基本単位	機能訓練 体制加算	夜勤職員 配置加算Ⅰ	サービス提供体 制強化加算Ⅲ	合計(A)	(A)×介護職員等 処遇改善加算Ⅱ (13.6%)=(B)	滞在費(C)	食費(D)	総合計 (A)+(B)+(C)+(D)
1	要介護1	603	12	13	6	634	86	320	300	620
2								420	600	1,740
3-①								820	1,000	2,540
3-②								820	1,300	2,840
4								1,200	1,450	3,370
1	要介護2	672	12	13	6	703	96	320	300	620
2								420	600	1,819
3-①								820	1,000	2,619
3-②								820	1,300	2,919
4								1,200	1,450	3,449
1	要介護3	745	12	13	6	776	106	320	300	620
2								420	600	1,902
3-①								820	1,000	2,702
3-②								820	1,300	3,002
4								1,200	1,450	3,532
1	要介護4	815	12	13	6	846	115	320	300	620
2								420	600	1,981
3-①								820	1,000	2,781
3-②								820	1,300	3,081
4								1,200	1,450	3,611
1	要介護5	884	12	13	6	915	124	320	300	620
2								420	600	2,059
3-①								820	1,000	2,859
3-②								820	1,300	3,159
4								1,200	1,450	3,689

※段階区分1 : 第1段階 (生活保護受給者)

段階区分2 : 第2段階 (市民税非課税世帯・公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下・預貯金等650万円以下)

段階区分3-① : 第3段階①(市民税非課税世帯・公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下・預貯金等550万円以下)

段階区分3-② : 第3段階②(市民税非課税世帯・公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が120万円超・預貯金等500万円以下)

段階区分4 : 第4段階 (市民税課税世帯)

※公的年金等収入金額には非課税年金を含む。 ※夫婦世帯における配偶者の上乗せ分は1000万円。

○送迎加算 片道 184単位

特別養護老人ホーム光輝苑 ショートステイ 料金表

令和6年6月から 単位＝円

段階区分	要介護度	基本単位	機能訓練 体制加算	夜勤職員 配置加算 I	サービス提供体 制強化加算Ⅲ	合計(A)	(A)×介護職員等 処遇改善加算Ⅱ (13.6%)=(B)	滞在費(C)	食費(D)	総合計 (A)+(B)+(C)+(D)
1	要支援1	451	12		6	469	64	320	300	620
2								420	600	1,553
3-①								820	1,000	2,353
3-②								820	1,300	2,653
4								1,200	1,450	3,183
1	要支援2	561	12		6	579	79	320	300	620
2								420	600	1,678
3-①								820	1000	2,478
3-②								820	1,300	2,778
4								1,200	1,450	3,308

※段階区分1 : 第1段階 (生活保護受給者)

段階区分2 : 第2段階 (市民税非課税世帯・公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下・預貯金等650万円以下)

段階区分3-① : 第3段階①(市民税非課税世帯・公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が80万円超120万円以下・預貯金等550万円以下)

段階区分3-② : 第3段階②(市民税非課税世帯・公的年金等収入金額とその他の合計所得金額の合計が120万円超・預貯金等500万円以下)

段階区分4 : 第4段階 (市民税課税世帯)

※公的年金等収入金額には非課税年金を含む。 ※夫婦世帯における配偶者の上乗せ分は1000万円。

○送迎加算 片道 184単位